

産業廃棄物処分量許可証

住所 秋田県大館市字沼館道上82番地

氏名 株式会社タイセイ

代表取締役 山脇 精悦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 鈴木 健太



許可の年月日 令和7年5月22日

許可の有効年月日 令和10年11月14日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 破砕（移動式併用）施設による中間処理
- イ 破砕施設による中間処理
- ウ 脱水施設による中間処理
- エ 圧縮施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 破砕（移動式併用）に係るもの
  - (ア) 木くず、(イ) がれき類 以上2品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- イ 破砕に係るもの
  - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず（工作物の新築、改築、除去に伴って発生したものに限る。）、(ウ) 繊維くず、(エ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、(オ) がれき類
  - 以上5品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- ウ 脱水に係るもの
  - (ア) 汚泥 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- エ 圧縮に係るもの
  - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず
  - 以上2品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 大館市比内町扇田字長坂72-2 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月15日	更新許可
平成15年11月15日	更新許可
平成20年12月10日	更新許可
平成25年11月15日	更新許可
平成30年11月22日	更新許可
令和5年11月20日	更新許可
令和7年5月22日	変更許可 (廃プラスチック類、繊維くずの追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無  
以下余白

